

「手をあげて横断歩道を渡りましょう」「歩行者は右・自転車は左」

「道を渡る時は、手を上げて!」と言われる。でも、手をあげて渡っている大人はなかなか見かけません。恥ずかしいからしなくなるのでしょうか? 実は、「手をあげて横断」の文言が交通ルールから消えていた時代が長くありました。「手をあげて横断歩道を渡りましょう」…このお決まりのフレーズが正式な交通ルールとして、2022年春(昨年ですね)43年ぶりに復活しています。交通ルールと言えば、みなさんご存じだと思いますが、車を運転する際は、横断歩道に人が立っていたら止まらなくてははいけません。道路交通法違反として、処罰の対象となります。それでも、横断歩道があっても、徐行せず、人が待っているにも関わらず、通り過ぎる車はあとをたちません。最近では取り締まりが厳しくなりました。ただ、運転手の本音の中には「横断歩道に歩行者がいても渡りたいのかわからない」と言う声もあります。運転者も歩行者も、安全に道路を通行したいため、「どうしたら事故にならないよう、安全に渡ることができるか」調査研究が行われ、実践をはじめている地域がありますので紹介します。参考してみてください。

信号機のない横断歩道を渡りたい時の3つのポイント

- ① 手をあげる
- ② ドライバーとアイコンタクトをとる
- ③ 安全な場所で足を一步踏み出した姿勢で待つ



先日の雨降り付き添い下校では、降りしきる雨の中、保護者の方々の付き添い協力のおかげで、無事下校することができました。ありがとうございます。この時も、児童たちはグリーンベルトを1列で並んで歩くことができています。

「歩行者は右・自転車は左」つまり、道路を通行するときは、歩行者は右側を、車は左側を、と言われる。登下校においても、原則、道路は右側通行となります。ただし、歩道がきちんと整備されている場合は、安全を考え、右左関係なく、歩道を通ります。最近では歩道がない通学路には「グリーンベルト」が整備されました。津島市に確認すると、グリーンベルトは学校へ向かって右側通行になるように描かれているとのこと。では、帰りは左側?…そうなるところも出てきます。歩行者は右側通行と一般的には言われていますが、「グリーンベルト上を歩く」で統一したいと思います。

自転車については、基本、左側を通行します。「車」と考えます。先日、交通安全教室の折に、警察の方に確認すると、整備された歩道があれば、小学生は歩道を自転車通ってよいとのこと。ただし、歩行者と同じところを通りますので、注意して走行しなければなりません。

※自転車も通行可という標識がついているところは、小学生に限らず、歩道を自転車が通行できます。

小学生の交通事故については、大変心配されています。特に自転車に乗り始める頃が多いそうです。交通ルール、マナーについては、学校でも指導を継続していきますが、ご家庭においても、日頃から話題にしてみてください。

給食について

- 年度ごとにアレルギー対応について事前相談をさせてもらっております。成長期の児童は、突然アレルギー対応が必要となったり、また、対応が必要ではなくなったりすることがあります。アレルギー相談は随時行っておりますので、申し出てください。
- 入院等など、長期の欠席が分かっている場合、また、入学試験等で公欠扱いになる場合は、給食を欠食とし、給食代金を返金しています。突然の感染症等における出席停止の場合は、保護者の申し出により欠食対応をさせていただきます。その際、対応に2~3日かかります。なお、欠食にする日数については、申し出の時点で、ご家庭と相談させていただきます。

※津島市では、7月より給食費は無償となりますので、給食代金の返金はありません。